

運輸安全マネジメントセミナーについて

当セミナーの受講については任意（受講義務はありません）となっておりますが、運輸安全マネジメントの取組みの参考にしたいとお考えの方は、是非、積極的にご参加ください。また、受講することにより以下のメリットがあります。

①【監査インセンティブ】

「地方運輸局は、経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが確認された事業者については、長期末監査を理由とする監査の対象としないことができるものとする。」（平成26年1月24日国土交通省大臣官房・自動車局通達より）

注1. 監査を「免除する」というものではありません。

注2. 受講するだけでは対象にはなりません。受講後、国土交通省に対し調査票の提出が必要となります。

注3. 貸切バス事業者は監査方針により対象外です。

②【貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の申請に活用可能】

【貸切バス事業者安全性評価認定制度（☆☆☆）の申請に活用可能】

○貨物自動車運送事業安全性評価

1-(2)外部の研修期間・研修会への運転者等の派遣

3点 or 1点

	1-(2). 外部の研修機関・研修会への運転者等の派遣 (3点又は1点) ※判断基準や判断資料は、2022年度安全性評価事業におけるの自認項目5.と同様です。
方針判断	◆ 自社（事業所）以外の外部の研修機関等が主催する交通事故防止に関する研修に、運転者等を派遣していることを判断します。
判断基準	◆ 過去1年間（2022年7月2日～2023年7月1日）において、1回以上実施した状況が確認できれば加算の対象とします。 ◆ 配点3点のうち、下記基準により3点又は1点付与とします。 【3点付与とするもの】 ◆ 選任運転者が研修会を受講。ただし、下記については管理者が受講した場合も3点付与とする。 ○ 国土交通省が認定した運輸安全マネジメント認定セミナー ○ 全日本トラック協会が実施する事故防止セミナー（プラン2025目標達成[四]セミナー、健康起因事故防止セミナー、過労死等防止対策セミナー） 【1点付与とするもの】 ◆ 選任運転者以外の従業員（運転者を指導する管理職相当の者を含む。）が研修を受講した場合。（【3点付与とするもの】のうち、カッコ（ ）書きの管理者向け研修を除く。）

○貸切バス事業者安全性評価認定制度

「運輸安全マネジメント」中、「輸送の安全に関する研修等を実施しているか」

2点 or 1点

配点			評価基準	
中小規模	準大規模	大規模		
1	1	1	10	運転者に対して、安全運行に必要な教育・訓練を定期的実施し、記録しているか。
2	2	2	11	経営者は、安全に係る者に、外部機関が主催する輸送の安全に関する研修会・講習会等を受講させているか。 (1) 国土交通省の認定セミナーを受講した場合は2点 (2) 国土交通省の認定セミナー以外の受講は1点

注1. 上記、Gマークの判断基準はR5年度の申請案内からの抜粋です。

注2. 上記、安全性評価認定制度の配点はR6年度の貸切バス事業者安全性評価認定制度の変更についてからの抜粋です。

注3. 当機構として加点を保証するものではありません。各申請に関するご質問に対しては当機構ではお答えできませんので、申請先の各団体にお問い合わせください。

当セミナーに関するお問い合わせ先：自動車事故対策機構仙台主管支所（NASVA）

TEL：022-204-9902